

本願寺史料研究所報

4 6 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線 (五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞

発行日 二〇一四年二月二〇日

西脇修師を追憶して

高島幸次

去る七月一六日、西脇修君が亡くなった。龍谷大学で私の二年後輩だったので「西脇君」「高島さん」で呼び合っ
てはいたが、本願寺の「名誉侍真」の称号を授与される
ほど活躍された彼の公的な立場を慮れば、法名で「西脇
修見師が往生された」というべきか。享年六二歳、若す
ぎる往生だった。

一

一九五一年（昭和二六）十一月二〇日、師は兵庫県た

つの市揖保川町袋尻の浄土真宗本願寺派超念寺に生をう
けた。袋尻の地名の通り三方に山影を望む緑豊かな風土
が、ざつくばらんで懐の深い師を育んだのかと思う。何
度か超念寺を訪ねたが、竜野駅から袋尻へ向かう道筋で、
人を慈しむ風土について語り合ったことが懐かしい。い
つまでも独特の播州弁が抜けなかったのは、師の郷里へ
のこだわりだったのかも知れない。後年、千葉乗隆先生
の播州調査に際し、嬉しそうに自らの郷里を案内してく
れたことを思い出す。

師の誰に対しても分け隔てをしない、フランクな付き
合い方は、実に自然で心地よかった。私も学年の違いな
どは全く感じないまま、気が置けない友人として接して
きた。冒頭の「君」と「師」のくだりを読めば、師は間
違いなく「そんなん、どっちでもええやん」と微笑むに
違いない。

師は地元の兵庫県立龍野高校に入学後まもなく得度さ

れ、一九七〇年（昭和四五）には龍谷大学文学部史学科（現、歴史学科）に入学されている。その後、大学院文学研究科（国史学Ⅱ現、日本史学）に進むと、龍谷大学仏教史研究会や近世仏教研究会などを活動の場とされた。そのころは、江戸幕府の宗教政策に視座を定め、院の在学中に「近世寺壇制度の成立について―幕府法令を中心に―」（『近世仏教の諸問題』雄山閣、一九七九年）や、「本願寺教団における本末制法度」（『近世仏教』四巻四号、一九八〇年）などの論考を発表されている。

前者は、幕府法令によって寺院が民衆支配の機構の一端として機能化かつ強化されたことを論証したもので、後に『親鸞大系』歴史篇第九卷（法蔵館、一九八九年）に再録された。後者は、教団内法度によって本願寺教団における本末制度の成立と、そこから触頭制度への移行過程に幕府の意図を探ったものである。

一九八一年（昭和五六）一月、超念寺副住職に就かれると、その三月には博士課程を単位取得退学された。これ以後、師は僧侶と研究者の二足のわらじで歩まれることになった。

二

大学院退学後は、龍谷大学、相愛大学、夙川学院短期大学、兵庫女子短期大学、兵庫大学などに非常勤講師として出講しながら、研究を深められた。

このうち夙川短大の講師は私が無理をお願いしたのだが、ときには法事の帰りに法衣姿のまま出講されることもあった。学生食堂で周囲の注目を浴びても気にする風もなく、学生たちに問われるままに法衣について説明されていたのを記憶している。

一九八四年（昭和五九）には、本願寺派同朋運動変遷史編纂委員となり、本願寺教団における同和問題の資料集の編纂に従事された。私も委員の末席に連なったので、これ以後、現在の龍谷ミュージアムの地にあつた同和教育センターで頻繁に顔を合わせるようになったが、その帰路には赤提灯に引掛かるのが常だった。

師は、それに先立ち八二年から同和教育振興会の研究員として、本願寺派の同和運動（同朋運動）に関与されていたこともあり、編纂委員会の主力メンバーとして、『同朋運動史資料』二・三・別冊（一九八六〜九〇年）の刊行に尽力された。同『資料』刊行後も、師は同朋運動への関わりを深め、九一年には同和教育振興会の評議員、及び運営委員に就かれている。このころから、師の関心は、研究者としては本願寺教団の部落史に向かい、僧侶としても本願寺教団の同和問題への発言を活発化されていくことになった。

一方、地元の揖保川町においても、一九八四年に文化財保護審議会委員を委嘱されたのを皮切りに、八八年には生涯学習懇話会委員、および人権教育指導員、九二年に保護司、九三年に人権擁護委員、九五年に青少年育成

協議会理事、及び人権啓発推進協議会企画委員会委員に就かれるなど、活動の幅は広がっていく。

また、これらの委員活動に加えて、揖保川町の歴史編纂にも従事され、八九年には『揖保川町の人権の歴史』第二巻で、揖保川町の近代部落史の編集と、寺院、宗教関係の監修を行われ、二〇〇四年には『揖保川町史』第二巻本文編において、人生儀礼と風俗、方言、民俗芸能などを分担執筆された。

このような、地元の歴史への関心は、「近世真宗の一樣相―播州一寺院の記録を通して―」（木村武夫先生喜寿記念『日本仏教史の研究』永田文昌堂、一九八六年）や、「播磨国龍野藩における近世一寺院の動向」（千葉乗隆博士古稀記念『日本の社会と仏教』永田文昌堂、一九九〇年）などの論考に結実している。

前者は、たつの市揖保川町の寺院所蔵史料によって、近世身分制社会における寺手形発行による身分解放の事例を紹介するものであった。後者も同様の関心に基づき、たつの市揖保川町の寺院所蔵史料を駆使して、被差別寺院が改派することによって解放されることを企図した事例の顛末を紹介したものである。

その後、二〇〇〇年には『宗門檀那請合之掟』を読む―過去帳の意味することの点検のために―（同和教育振興会『同和教育論究』第二一号）を発表されている。それは、「宗門人別帳」作成の経緯を通観することによって「過去帳」の意味を問うとともに、江戸時代の全国

の諸寺院に書写整備された「宗門檀那請合之掟」の検討を通じて、幕藩制国家の支配原理の中に寺檀制度を位置づけるものだった。師の院生時代の関心に回帰するようなテーマであったが、これが師の最後の論考となった。

三

師の僧侶としての転機は、一九九二年（平成四）の御父君の遷化により、四一歳で超念寺住職を継職されたときと、二〇〇一年（平成一三）の宗会議員に当選したときだろうか。晩年の師は、住職と、四期連続当選を果たした宗会議員の活動に全力を尽くされていた。超念寺の寺務と、本願寺派の宗務の掛け持ちにより、自坊と本山を往復することを余儀なくされ、研究活動に割く時間は確実に減少していったと思われる。

二〇〇六年（平成一八）四月には、長年、非常勤講師を務めた兵庫大学の特任教授に就任されるとともに、宗門においては、本願寺史料研究所評議員を委嘱されている。学生時代から慣れ親しんだ同研究所に、以前とは異なった立場で関わることになったことは、師の望むところだったに違いない。さらに同年五月には、宗門長期振興計画推進対策室長にも任じられている。

そのころ、新大阪駅で途中下車した師と待ち合わせたことがある。教団改革について熱弁をふるう師に、「研究者と言うよりは、政治家やな」と揶揄するような感想

をもらしたら、師は本願寺史料研究所のあり方に話題を転じた。当時の所長だった千葉乗隆先生を宗会議員として補佐したいというようなことだった。それは、私の揶揄に対する師なりの答えだったのだろう。そういえば、二〇〇八年に龍谷大学顕真館で行われた「千葉乗隆先生を偲ぶ会」で、師は千葉ゼミOB代表として追悼の辞を読まれたが、その後に「何の恩返しもできなかった」と淋しそうにつぶやいたのが印象的だった。

二〇〇九年（平成二一）八月から翌々年二月まで、師は本願寺の総務に任じられている。宗会議員が国政における国会議員にあたるとすれば、総務は国務大臣にあたるという。さらに同年九月には名誉侍真に補されている。近世の「鑑役」の流れを汲む役職だと聞けば、宗門外の私にも、その重責と多忙ぶりは想像に難くない。

こうして、宗務の比重が大きくなるにしたがい、研究に割く時間が減少していったことを、師はどのように受け止めていたのだろうか。内心忸怩たるものがあつたのか、それとも、教団に貢献することの充実感に満ちていたのか、今となっては聞くこともできない。

超念寺の寺務について話すことはなかったが、唯一、共通の話題があつた。それは、一九九五年（平成七）から毎年一月に超念寺で開催された笑福亭松喬さんの落語会である。私が、落語の定席「天満天神繁昌亭」（二〇〇六年柿落とし）に関わつたこともあつて、よく落語の話をした。寺院のホスピタリティと落語会の関係につ

いての思いを吐露してくれたこともある。松喬さんが繁昌亭に出演したとき、師とともに楽屋を訪ね鼎談したことが懐かしい。松喬さんの出番が迫り「じゃあ、この続きは超念寺の落語会の夜に」と約束したが果たせないまま、松喬さんも師の半月後の七月三〇日に逝ってしまった。奇遇と言うしかない。

四

師と最後に会つたのも、本年六月七日の大阪の御堂会館で行われた落語会だった。それまでも何回か誘い、御夫妻で来阪してくれたこともあつたが、この日は御息と二人だった。開場前の慌ただしい中で言葉を交わしたのが最後になった。実は、私のミスで師の席が随分と離れてしまったのだが、この日は赤松徹真所長も来られていたこともあり、落語会の後の二次会で一緒になるだろうと独り合点したのが間違いだつた。落語がはねた後、姿を求めたが見つからなかった。いま思えば、挨拶なしに帰るほどに具合が悪かつたのだろう。帰宅後に体調を尋ねるメールを送つたら、翌日の夕刻に、師から最後のメールがあつた。

返信遅くなりました。昨夜はありがとうございました。た。ご高配賜りありがとうございます（中略）。私は昨年ラジオ波で肝臓を焼きましたが、一〇年保証付きです。今年に入つて脳出血の後遺症が出、現

在降圧剤と肝機能の治療薬で小康状態です。副作用がきついです。生活は従来通りです。体力は落ちています。

(付記) 随分と個人的な感想を交えてしまい、当所報に似つかわしくない追悼文になってしまった。しかし、師は「これでええよ、堅苦しいのんはいやゝもん」と許してくれるに違いない。師はそんな友であった。合掌。(二〇一三年一月二〇日記)

(たかしま・こうじ 大阪大学招聘教授

本願寺史料研究所委託研究員)

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

不用の壺

—— 呂宋壺に煎茶が

詰められたかどうか ——

坂本博司

山科の小山村に露山と呼ばれた本願寺の別荘があった。寂如の時代には何度もそこを訪れ、避暑に、また秋には松茸狩りを楽しんだことが確認できるが、その後宗主が利用した記事はめっきり少なくなる。幕末になると、詳しい経緯はわからないが、一部が茶園として開かれ、その製品が本願寺に納められていたことが記録に散見する。露山の茶が本山でどのように取り扱われたのか、いくつかの記事をここでつなぎ合わせてみようと思う。

天保十二年(一八四一)七月二十日、露山御屋敷番の辻半右衛門に対して、敷地内の清掃がよく行き届き、竹林や茶園について今後も良好な生育が見込めるとして、ご褒美二貫文が与えられた。(留役所『諸日記』同月日条。以下の出典は、いずれも同じ史料群である。)

この記事だけから、当地における茶園開発の時期を推定することは難しいが、すでにこの段階でその整備がかなり進んでおり、もう数年もすれば確実な収量が見込める成木が整然とならんだ、いかにも茶園らしい景観を呈していたこと、と同時に、製茶を営むのであれば、少なくとも蒸しと乾燥の各作業を充足させる設備と一時的に茶を収納する施設が、それに近接して準備されていたはずである。この時期、茶の生産は宇治・山城にとどまらず広い範囲に及んだ。製造された茶は、当時もてはやされた煎茶の類であったことは間違いない。

そんな露山での茶の製造が確認できるのは八年後、嘉永二年(一八四九)のことである。四月二十日「御製茶法御用」を終えて、関民弥と田中寛太夫が帰京した。ちなみに、この両名は、三月末から四月半ばの茶の最盛期に、四日から五日ずつ交代で露山に張り付いていたことが確認できる(同四年三月二十八日条)。また伏見の西養寺と六地藏の正行寺もそれぞれ自坊に戻ったとの届け出もあった。その年の茶の出来高が報告され、うち「御用」のために茶銘を盧橘(本来の意は枇杷の異称)とする茶十三斤が御側御用人の仲見を通して本山へ贈られ、

それ以外は封印して御留守居に預け置かれたという。同様の記事は二年後にもあり、そこには「例年大奥江」とある。そしてまた十三斤の目方を二貫六百目とすることから、一斤を二百匁と換算する当時の茶業界の慣習に従っていたこともわかる。一〇キロに近い重量の、しかも新茶である。さらに、三年間の記録「御茶仕上ケ見競帳一冊」があつたことも載せる。その年々の出来具合が詳しく記載されたのだろう。いずれにしても、当時まだ茶づくりが始まつたところ、試作段階という印象が拭えない。

露山の茶には、「御手製之御茶銘」として露山、松華、そして盧橘の三種が付された。本山に納入そして御留守居に預けられたという詳細が、そこに載る「御茶目録」である。露山は「極上製」で、「松華之御壺」に納められた。「其余有物（そのあまりあるもの）」は、製品以外の部分で俗に「出物」といつて、この場合は主に茎の部分を指すものと思われる。松華は「上製」、盧橘は「中製」、「無銘」とするものも「中製」だが、これは買入れ分とある。ここで極上とか上中というように、茶の品質や出来具合の別を示しているが、これらはいくまでも当事者たちの判断、区別である。また、それぞれ出物のほかに粉茶、そして「飛出し」は破片や柔捻時に解きほぐせなかつた塊などで、ここでいう余り物のさらに下に位置づけられるいわば残り物であるが、これらも製品に付け加えられて引き取られた。最後に「晩茶」の項目も

みえるが、これは二番茶や三番茶のことと思われる。や時間置いて、納入されたものと思われる。

翌月にも露山の茶に関わる記事が載る（同二年五月二十五日条）。先ほども登場した伏見の西養寺、六地藏の正行寺に伏見の「茶師」紅潮園という人物が加わり、茶を「焙じ」そしてさらに紅潮園が持参した茶と「調査」すなわちブレンドをそこでしている。ここに「焙じ」とあるのは、いったん出来上がった茶、これを荒茶というが、これを改めて焙炉などで加熱する茶の仕上げ工程の一つの段階をいつているのだと思う。つまり、納められた盧橘十三斤の荒茶の一部を仕上げ、それにまた別の茶を合わせたというのである。だが、その結果はさんざんで、うま味がまつたくなって、今後梅雨明け後すぐの調整は止めようということになったという。

この頃、すでに茶師の称号は、一般名詞のように用いられていて、それでもつて特段の上手や特定の御用商人を意味するものではなくなっている。この紅潮園もまさにそうで、とても茶を知り得た業者とは思えない。そんなに早い季節に仕上げをすることは通常ありえないからである。本来は、夏を超えて、涼しくなつてからの作業である。そうした基本的なこともわかつてない雰囲気がある。西養寺や正行寺は、茶どころ宇治に程近く、その盛業の様を目の当たりにしていたはずである。彼らが、露山の茶生産に深く関わっていたことは間違いない。また、このときに紅潮園が茶料を支払うとあるのは、いつ

たんここで本山に対して決済をしたものと思われる。紅潮園が独自に売りさばくための茶を露山から仕入れていたのだろう。これからさらに、茶園を広げようとするそんな意欲が記事の末尾から垣間見える。でもまだまだ手探りの状態のようである。

翌嘉永三年（一八五〇）六月十六日条によると、露山の茶の一部が、信楽で焼かれた比較的新しいが、儀式用にも用いる茶壺に詰められていたことがわかる。おそらく、前の記事に出た「松華之御壺」が該当すると思われる。関民弥は、これまでの信楽の茶壺では物足らないのか、それとも他の興味や関心があつてのことかはわからないが、ほかに「不用」の壺があれば、それらを下げ渡してもらえないかと尋ねてきたのである。

まずなんといつても「不用」という文言が気になるのだが、いったんそれはさておき、ともかくも本願寺はこれを受理し、山内関係機関である納戸と黒書院を調査し、さらにそこで報告された壺についてご丁寧な藪内紹智と八文字屋儀兵衛に鑑定を依頼し、それらを上中下の三段階にランク分けし、その結果をまとめるとともに、なんときつちりと関の要望にこたえてしまうのである。

調査と鑑定の結果は、まず納戸にはいづれも呂宋とされるものが四つの箱入りであり、うち銘のある「初雪」と「翁」は伝来の重器で、のこる二箱のうち一つは「唐物」「瀬戸」「二代藤四郎作」といった記載のあることか

らほぼ同等の類としたが、もう一つについては下品と判定された。いっぽう黒書院は、これもすべて呂宋で、うち一つに「曙」の銘がある「極上呂宋」の二箱を上品、このほか中品が五、そして四つの壺を下品とした。ここで下品と判定された納戸の箱入りの一つ、それと黒書院の四つ、計五つを関に下げ渡すことになったと記録は伝えられている。

呂宋壺に新たにランクを付し、そのなかから下品と判断されたものについて、いわば身内からの要請にこたえて、それを茶の容器として取り扱わせたことになったのだろうか。

問題は、やはり「不用」である。高級な茶壺は、その名義が重要であり、その器物そのものはまさに「重器」であるので、文字通り「不用」つまりこれまでも使われていなかったし、これからもそうした用途にはまったく用いないとした。一部上級品についてその原則は守られたが、はてさて、下品の呂宋壺は、この時点から「不用」ではなくなり、改めて実用品として活用されたと判断すべきなのだろうか。

信楽らしい「松華之御壺」が何らかのかたちで使用された形跡はみえるが、実際にこれに茶を詰めた、持ち運んだという記事には接していないので、まだ何ともいえない。それとともに気がかりなのはこうした重器の取り扱い方である。什物の管理は、やはりその時々との関係する人々の意志と方向性で決められたことがよくわかる。本願寺でも、こうしたことが繰り返しておこなわれてきた

のだらう。

ちなみに、ここで目にしたそれぞれの部署の担当者は、納戸が数馬、その記録係が御側御用人の隼人、そして黒書院は茶道の竹斎、本山とくに奥向きとの窓口には御側御用人の仲見という人があつた。直接の窓口となつた係と人名は不明であるが、本件について相当上層部の決裁を受けていることは間違いない。

なお、ここで茶壺の目録が新たに作られた(同三年六月十七日条)。また、たいへん珍しいことであるが、調査時に確認された底裏の墨書までがみえるがままに写し取られている。参考までに後掲の関連史料翻刻に画像を載せておこう。

信楽の茶壺はともかくも、下品とはいいながらも四つ
の呂宋壺に、煎茶が、しかもかなり品質の不安定な代物
が詰められたのかどうか、もう少し記録を読み進めて、
また何か新しい情報と展開にめぐり逢えたら、報告させ
ていただきたいと思う。

(さかもと・ひろし 宇治市歴史資料館館長)

【留役所「諸日記」 関係記事翻刻】

〈天保十二年七月二十日条〉

露山御屋敷番

一同式貫文 (金) 辻半右衛門

露山御別荘御掃除行届、且御山竹木等茶園追々御益筋

二相成候様致心配候二付、為御褒美被下候

〈嘉永二年四月二十一日条〉

一 関民弥 田中寛太夫

昨日迄二露山御茶製法御用相任舞、今朝帰京之旨、伏見西養寺・六地藏正行寺も今朝直様伏見へ引取候旨届出候、猶御茶製出来之計算書附左之通差出、尤御用之盧橘十三斤者直様御側御用人沖見江相納候旨、猶亦計算書之通残り御茶ハ封印致し御留守居へ相預ケ置候、且飛出し吟粉者御用方相勘相伺可申旨申出、依而右計算書沖見江相渡奉入上覧

一 露山御別業御手製之御茶名、左之通 露山 松華 盧橘

東寺北面田辺飛驒^{人々}山相認^{書行}、過日藤田大学親類二付、左兵衛尉^方相頼候振二而申入、出来二付為挨拶肴料金百疋被遣候、大奥^方御下ケ御側御用人沖見^方受取、大^学へ相渡

御茶目録

一 露山 極上製

御初穂上納

其余有物

掛目百五十目

右松華之御壺二納置

外二粉茶飛出

今日上納

一 松華 上製

御初穂上納

其余有物

掛目貳貫三百廿目

御壺ニ納置

外ニ粉茶飛出シ

今日上納

一 櫛橘^(マ) 中製

御初穂上納

十三斤今日上納

其余有物

掛目六百目

御壺ニ納置

外ニ粉茶飛出

今日上納

一無銘 御買入之分

中製

有物掛目五百四十目

御壺ニ納置

一 松華^(マ) 櫛橘^(マ) 無銘

右之粉茶飛出シ

一晚茶

右ハ追而取調相納可申候

以上

酉四月廿一日

〈嘉永二年五月二十五日条〉

一 昨日、梅雨後露山茶焙、伏見西養寺・六地藏正行寺ニ
伏見茶師紅潮菌も罷越焙候、猶亦外茶紅潮菌持参候而
調合いたし候ニ旨、猶茶葉ニ漣も一向無之、来年ハハ
梅雨後者焙ニ者及間敷哉之旨、依而伏見ハ持参之茶料
御納戸江直ニ取候旨、民弥申出、猶持場者茶現在之分、
左之通御預り申居候由也、且又敷地開茶園ニ致し候場
所も見分致し、絵図を以相伺候筈也

〈嘉永三年六月十六日条〉

一 露山御手製茶御用ニ付、御不用之御壺も有之候ハ、
御下ケ被成下度旨、関民弥申出候間、大奥江相伺候処、
信楽之新御壺有之御下ケニ相成、其外者無之旨、猶御
納戸相尋候処、左之通御蔵ニ有之旨ニ而差出

一 初雪御壺 一箱 箱大ニ結構也

御壺底書附、左之通

一 翁御壺 一箱 箱大ニ結構也



右両品者御伝来之御重器也

唐物

一 瀬戸御壺 一箱 二代藤四郎作

一 呂宋御壺 一箱

以上四箱、猶又御茶道竹斎江相尋候処

一 極上呂宋御壺 一箱

底書附、左之通



極上呂宋

一 曙御壺 一箱

一 呂宋中品 五壺

一 呂宋下品葉ハゲ破等有之 四壺

内一洪張共

右之通黒御書院鎖之間押入、并御茶道預り御道具入ニ有之、依而善悪敷内紹智并八文字屋儀兵衛江鑑定為致候処、上ニ相認候通、上中下之品を相定、依而今日伺之上、御納戸方出候四箱之内、下品之呂宋一箱者露山御製茶御用ニ相下ケ、民弥へ相渡、其余ハ鑑定之次第書立御納戸江相納、猶又黒御書院方出候分、極上品ニ壺・中品五壺ハ更御納戸へ相納、下品四壺ハ右同断民弥へ相渡、尤其旨御茶道竹斎へ申達、帳面ニ記置候様申付、御納戸へ目錄左之通相渡、尤御蔵入目錄ニ記置

候様申達、勿論右者御側御用人隼人を以、伺之上取計

候事、右様御太切之御品、是迄不取締ニ相成有之候処、

右之通ニ相成、尤御重器之差別も相分候事、猶御納戸

数馬へ申達

〈嘉永三年六月十七日条〉

一 上御壺品目

呂宋高サ 八寸 口広サ 三寸一分 一箱 外箱有之

御銘曙

御納戸出

呂宋高サ 一尺二寸八分 口広サ 三寸九分 一箱 外箱有之

御銘初雪 御壺底ニ花押有之

御納戸出

呂宋高サ 一尺三寸一分 口広サ 四寸 一箱 外箱有之

御銘翁 御壺底ニ花押、おきな之文字あり

呂宋高サ 一尺二寸五分 口広サ 三寸九分 一箱 外箱無之

御壺底ニ

文明十一亥年卯月七日

今辻子庵永珍并花押あり

御納戸出

唐物 袋入

瀬戸高サ 一尺一寸 口広サ 四寸五分 一箱 外箱有之

二代目藤四郎造

御壺底ニ花押あり、消て難見分

中御壺品目

呂宋高サ 六寸九分
口広サ 三寸三分 一箱 外箱有之

御壺底疵あり

呂宋高サ 九寸六分
口広サ 三寸三分 一箱 同断

呂宋高サ 一尺六分
口広サ 三寸九分 一箱 同断

呂宋高サ 一尺一寸
口広サ 三寸八分 一箱 同断

呂宋高サ 一尺七分
口広サ 三寸七分 一箱 同断

露山御茶御用御下ケ之分

鞞入有之

呂宋高サ 一尺
口広サ 三寸六分 一箱

薬兀有之

同高サ 一尺九分
口広サ 三寸六分 一箱 外箱有之

同

御納戸出 焼譴致し有之

同高サ 一尺一寸
口広サ 三寸五分 一箱 外箱有之

信楽高サ 一尺五分
口広サ 三寸 一箱

但、渋張

右之通御座候、以上

六月十七日

一 〔嘉永四年三月二十八日条〕

一 明廿九日〔閏民弥

御茶製中番割 而出役日割書、左之通差出

廿九日 朔日 民弥

二日 三日

二日 三日

右

四日交替 五日 寛太夫

六日 七日

八日

右

九日交替 十日 民弥

十一日 十二日

十三日

右

十四日交替 十五日 寛太夫

十六日 十七日

右

右之通申合掛り老入ツ、詰切、番割取極任候得共、御

用弁ニ寄如何可相成歟難計御座候、兼而此段奉申上置

候事

亥三月

一 〔嘉永四年四月二十日条〕

一 〔閏民弥

一 露山御茶製相仕舞、昨夜引取候、尚一昨日御初穂者、

如例年大奥江差上、尚又今日廬橘十三斤同様相納候旨、

目方ニ而者式貫六百目之由也、且一昨酉年〔当年迄三

ケ年分御茶仕上ケ見競帳一冊差出

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

近世後期の本願寺

における産所について

— 広如・徳如期の事例を通して —

長瀬 由美

はじめに

家と社会を維持継続するために子の誕生はなくてはならない。ことに前近代社会では出産は産婦が死に至ることもあり、人生の中での危機としてとらえ、出産に際しての様々な儀礼・習俗が生まれた。親鸞の末娘覚信尼および彼女の子孫が留守職になることから始まる寺家としての本願寺でも子の誕生は重要である。

本願寺史料研究所保管の本願寺文書には、第二十代門主広如の子どもおよび弘化四年(一八四七)に本願寺に入寺し新門跡となった徳如の子どもについて、その母親の懐妊・出産、箸初・初節句などの通過儀礼を記した冊子や文書が残っている。形態は、冊子や一紙文書、さらに冊子に添付されていたと思われる糊の痕跡がある小さな紙片まで様々である。文書数は、徳如の子どもよりも広如の子ども、中でも第二十一代門主となった明如(峩君)が一番多い。

この史料群および日次記より広如と徳如の子どもの名前・出生年月日および母の名前を示すと以下の通りである(呼称は史料記載のままとした)。広如には六男二女、八人の子どもがいる。八人の子どもを出産したのは益君みね(御家女房)、すて(侍女)の三人である。先に広如の子どもを示す。

名前	誕生年月日	母の名
祚君 <small>とく</small>	天保二年(一八三一) 六月朔日	益君 <small>ます</small>
怜姫 <small>いと</small>	天保三年(一八三二) 十月三日	みね
邦君 <small>くに</small>	天保三年(一八三二) 十二月十八日	益君
需君 <small>ま</small>	天保八年(一八三七) 六月二十五日	益君
鶴君 <small>つる</small>	天保十一年(一八四〇) 七月三日	益君
峩君 <small>なつか</small>	(明如) 嘉永三年(一八五〇) 二月四日	すて
簡君 <small>ひろ</small>	(日野沢依) 嘉永五年(一八五二) 閏二月十九日	すて
朴姫 <small>なほ</small>	(大谷照然室) 文久三年(一八六三) 九月十五日	長門(すて)

同様に徳如の場合を示すと以下の通りである。徳如には三男二女がおり、出産したのは幹君と千枝(新御所御側女中)の二人である。

悠磨 <small>ゆま</small>	嘉永五年(一八五二) 八月五日	千枝
貞姫 <small>さだ</small>	安政元年(一八五四) 七月十四日	千枝
歆磨 <small>うけ</small>	安政二年(一八五五) 九月二十九日	千枝

健磨 安政四年（一八五七）二月五日 千枝
 枝君 安政五年（一八五八）九月二日 幹君

前近代社会において出産には「産穢」が発生したことはあため指摘するまでもないのだが、では本願寺においてその「産穢」に対してどのような対処がなされていたのだろうか。天満より京都に帰還を果たした本願寺にとって、京都を中心とした公家・武家・寺家との交際が不可欠であったとすれば、教義的に「穢」を問題としないはずの本願寺においても、なんらかの対処がなされる必要があった。

現存する文書を出産・誕生に限定すると、広如の子どもの祚君・怜姫・邦君・鶴君・峩君、徳如の子どもの悠磨・健磨・枝君に関するものが存在している。その中に「穢之間建替」と題する文書が一点存在しており、「産穢」が発生する産所の取り扱いや、その設置場所について考える手掛かりを得ることができる。同時期の日記記などを含め史料の探索が及んだ範囲で、産所の取り扱いとその設置場所などについて考えてみたい。なお検討する人々の呼称については、本稿作成に使用した史料に出ている呼称を使用する。

一 「穢之間」について

最初に紹介する文書は、次のような上書がなされた袋

（縦三九・八センチ、横二九・三センチ）に入っている。

（袋上書）
 天保二辛卯年正月

〔朱書〕
 「慶事門之内
 御誕生部」

御誕生部

并

益君様御懐妊御引一件書類
 御安産

若君様御誕生書類

式袋之内壱番

奉称

祚君様与

長御殿

本願寺文書は、この文書と同じような袋に入っている文書が多数ある。袋に入れた時期は不明であるが、袋の多くは門・部による分類がされ、入っている文書についての簡単な説明文が記される¹⁾。

袋の中には上書きの通り、広如の妻益君の懐妊と子どもの誕生に関する文書が、一七五点入っている。袋の上書きに「式袋之内壱番」とあることから、式番とする袋もあつたのであろうが現存していない。益君は鷹司政頼の娘で、広如の妻として、天保元年（一八三〇）五月七日に入興している。同二年六月朔日に出産した男子が祚君である。

では本題の「穢之間建替」と題する文書を提示する。

穢之間建替

襖 二間四枚

式組

壺間半四枚

壺組

壺間半三枚

壺組

障子 壺間

式枚

間中開

壺枚

張附 間中

壺ヶ所

鴨居上張附并畳等者、御七夜後二仕替候事

文書の大きさは、縦一八・〇センチ、横三七・五センチである。「穢之間」と呼ばれる部屋の襖・障子・張附・畳を新たなものと取り替えることを記している。鴨居上張附と畳は御七夜後に仕替えをすることとしていることから、それ以外の建具は御七夜かそれ以前に仕替えたと考えられる。この文書は、益君の祚君出産に関する書類を集めたとする袋に入っているが、年月日は記されておらず、祚君誕生時の文書と断定することはできない。し

かし、御七夜とあることから出産に関わる部屋であることは間違いない。その部屋が「穢之間」と認識され、御七夜という特定日に合わせて仕替を行うことからすれば、産所と推測してもよいであろう。産所の調度品などの記録が残っている事例もあるが、産所そのものについての文書はこれ一点のみである。

本願寺史料研究所保管の日記の中で、「御日記」と題する冊子は奥向きの記録で、子どもの誕生については、母親の懐妊から出産、そしてその後の様子が記されている。この「御日記」から産所についての情報を取り出してみる。まず祚君誕生の様子を示す。

一 姫君様（益君）、弥御もよふしの御様子あらせられ候ゆへ、早速奥道逸・産婆召され候事、午ノ刻過、改御もよふし御とゞけ申上ル、右ニ付浄光院様へ御しらせ仰上られ候、御表へも仰出され候、御里様へも御しらせの事、姫君様、御産所へ入らせられ、未ノ刻、御するくゝと御安産、若君様御誕生あらせられ候、言上出雲（後略）

〔御日記〕天保二年六月朔日条

益君は朔日に産所に入り、その日の内に若君の祚君を産する。六月七日には御七夜が行われ、御七夜の記事中にも産所の記述がある。

一 産婆

かね

餅同断^(三枚一重)

銀七枚

酒料貳百疋

姫君様^五

金五百疋

附帯一筋

御産所御取払二付

羽二重御夜具一流

〔御日記〕天保二年六月七日条

この記事によると、産婆かねへの下され物として、餅・銀・酒料に加えて、姫君（産婦）からも下賜の品があり、金子・附帯・羽二重夜具である。羽二重夜具の右上には「御産所御取払二付」とあり、御七夜に合わせて御産所が取り払われていることがわかる。

益君が出産した祚君以外の邦君・需君・鶴君の御七夜祝儀中にも、「御産所御取払二付」とする産婆への下され物がある^③。広如の子どもを出産した女性は益君の外に、すてとみねの二人がいるが、御七夜の記事には「御産所御取払二付」という語は記されていないが、産婆への品の中に産婦からの下賜品は記されている^④。

徳如の子どもについては、幹君が枝君出産時に、産婆への下され物中に「御産所御取払二付」とする品がある^⑤。

しかし、千枝が出産した子どもでは、産婦からとして金子が記されるのみで、「御産所御取払二付」による下賜品の記述はない^⑥。

「御産所御取払二付」の語は、益君と幹君のみにあり、正妻だけに記されているが、この語の有無に関わらず、祚君以外は縮緬・羽二重・紹・上田嶋・米沢縞・嶋縮緬など布類で共通している。天保十一年（一八四〇）七月三日に誕生した鶴君に關係する文書群中の「鶴君様御事御七夜二付御祝儀被下伺、但し医師中・産婆」（天保十一年七月）に、益君からの品は「御日記」の品と同じであるが、羽二重の下に「但し御夜具被下候代り」とある。御七夜に産所が取り払われることにともない、産婆に出産時の夜具が下されるのが、布類に相当するのであろう。御七夜には名づけが行われ、出産の忌みが晴れていく最初の段階である。「御日記」の御七夜記事中には、「穢之間」と記されていないが、御七夜に合わせて産所が取り払われていることが確認できるので、「穢之間」としての産所の取り払いであったと考えていいだろう。

二 産所の場所

「穢之間」とされる産所は、どこに設置されたのか。

最初に広如の子どもを出産した女性たちの例をみてみよう。先にあげた益君の祚君出産時の「御日記」記事に、「姫君様、御産所へ入らせられ」と産所へ入ることが記

されているが、他の子どもたちでは記されていない。祚君出産時の「御日記」にある産所は出産の開始を表すのみで、産所がどこに設けられたかは不明である。

広如の子どもを出産した女性の中で、出産の場所が明らかなのはすてである。すては、峩君・簡君・朴姫の三人を出産しているが、すべて永春館においてである。

峩君の出産では、嘉永二年（一八四九）十月二十日に、すての懐妊により産婆が局に呼び寄せられ、翌三年正月二十四日にすては「節替り」で永春館に移っている。

一 すべて事

昨日節替り二付、今日も永春館へ御下ケあそはし候
（御日記）嘉永三年正月二十四日条

嘉永五年閏二月十九日に、すてが簡君を出産する時も、閏二月十一日に「節替近く成候二付」として永春館に移っている。⁽⁷⁾「節替り」とは妊娠期間中における節目と考えられ、すては出産間近まで局に居り、節目に合わせて出産のために永春館に移ったのであろう。永春館は徳如が広如の法嗣として本願寺に入寺した時に入った建物である。⁽⁸⁾弘化四年（一八四七）七月に新門跡となるにあたり北御殿へ移り、北御殿は新御殿錦花殿と改名される。⁽⁹⁾すては徳如が錦花殿に移ったために空いている永春館に入り、三人の子どもを出産している。上原芳太郎稿『室内史料小註』によると、「厨房の奥の一室」で峩君を出産するとある。すてが峩君を出産する前後の様子を「御

日記」より年表風に示す。

嘉永二年（一八四九）

・十月二十日、懐妊に付、産婆なをを局へ呼びよせる。

嘉永三年（一八五〇）

・正月二十四日、すてが永春館へ移る。

・二月四日、医師・産婆・老女等が永春館へ参居する。峩君誕生。表向仰せ出しせず。⁽¹⁰⁾

・二月五日、御七夜まで小御仲居から永春館へ夜食を廻す。

・二月六日、乳付役が永春館へ参る。新御殿より永春館へ夜食を戴く。

・二月七日、広如養女常君（後に徳如妻）より永春館へ茶飯などが下される。

・二月十日、御七夜を彼岸会中につき御二七夜まで延引する。御胞衣納。御名紙を永春館へ持参し、同館で祝酒・料理が下される。

産婆なをへ餅・銀等が下される。

・三月四日、忌明けにつき、永春館より包御輿で関雉殿へお成り。

乗り添えはすて。大奥へ入り御対面後、両御堂并に内仏拝礼する。峩君、永春館へ還御する。⁽¹¹⁾

峩君は永春館で誕生し、その後の養育も永春館で行われる。万延元年（一八六〇）二月二十一日に得度し、新々門跡となり、翌二年二月朔日に新殿（南御殿）に移っている。⁽¹²⁾

次に益君が、祚君を出産した時の様子も同じ「御日記」から年表風に示す。

天保二年（一八三一）

・五月二十五日、暁から産婆かねが関雉殿宿に上がる。

・六月朔日、出産取り扱い拜命の医師山科土佐介・産婆等が関雎殿へ伺候する。祚君誕生。北御殿へ知らせ、御表へも仰せ出される。夜食を小御仲居が調進して関雎殿に廻す。

・六月三日、山科土佐介が参診し、乳付の式が行われる。その後、関雎殿で酒・膳が下される。

・六月三日、関雎殿にいた乳子が引き取る。

・六月七日、御所様が関雎殿で御名紙を益君に見せる。御胞衣納。

・御七夜により産婆かねへ餅・銀等が下される。

・六月三十日、忌明けに付関雎殿にて御膳を行う。姫君同道で、両御堂并に御内仏に参詣する。引き続き大奥へ入り、御祝・御膳を進める。

関雎殿は門主の妻子の居館であり、益君は本願寺に入興する天保元年（一八三〇）から入っている。益君の出産前から医師や産婆など出産に関係する人々が関雎殿に出入りをし、出産後も継続している。すてが峩君を出産する時に永春館で行われているのと同じ事柄が関雎殿で行われていることより、益君が祚君を出産する産所は関雎殿に設けられていると考える。先に紹介した「穢之間建替」の文書にある通り、出産に伴い発生する「産穢」に対しては、「穢之間」を設営し、御七夜に取り払いを行うことで対応しているのである。

広如の子どもを出産した三人目の女性のみねは、怜姫を出産しているが、みねの出産は記事そのものが少ない。怜姫は誕生後すぐに関雎殿出雲方のもとに渡り、みねは出産後一ヶ月を経ずに「みね、今日御免成、出勤致候事」として出勤していることが「御日記」にあるが、産

所については記されていない。

次に徳如の子どもを出産した二人の女性の場合を考えたい。まず最初に、徳如の妻である幹君の出産で次の記事がある。

一 関雎殿御産御道具向、御懸り^ら調進、御所様、御書院二而御覧あそはし、早速関雎殿へ御廻し二相成候
〔御日記〕安政五年七月朔日条

出産道具は、広如が「御覧」の後に関雎殿に廻されている。この記事からも、出産場所は関雎殿であることが推測される。八月分の「御日記」は板状に硬くなり、展開不能の部分が多く、妊娠中の記事を確認することができない。展開できる九月分の九月二日条に出産の記事があるが、産所については記されていない。

もう一人の千枝は、嘉永五年（一八五二）八月七日に悠磨を出産し、その場所が明らかである。千枝の妊娠・出産について左のような記事がある。

一 新御殿千枝

此度妊娠致候得共、新御所様いまた御婚禮も済されぬ御事ゆへ、内々之御取あつかひニ仰出され候、併ニ着帯二付、産婆さき、こなた方よひニ遣シ、新御殿へ廻し万端相済候事

〔御日記〕嘉永五年四月六日条

一新御所様御側女中千枝懐妊有之候処、御方不被為
在御産御場所無御座候二付、御庭統明地江御新建
御出来之事

(嘉永五壬子年八月 悠磨様御誕生之記 新御殿)

千枝は新御殿(錦花殿)に居る徳如の側女中で、出産する場所がないので新御殿の庭続きに出産のための建物を作るのである。出産する女性の立場により妊娠・出産の取り扱い方が異なり、産所の場所にも格付が存在したことを予想させる。

三 養育場所との関係性

広如と徳如の子どもを出産した女性の記事をみてきたが、嘉永五年に、すては簡君を、千枝は悠磨を、それぞれ別の建物で出産している。その理由を考えるために、益君が入興する直前からの建物への入居者の流れを示す必要がある。

- ・天保元年(一八三〇)四月二十一日、浄光院、北御殿に移る。
- ・同年五月七日、益君、入興。関雎殿に入る。
- ・弘化二年(一八四五)三月二十九日、浄光院、没。
- ・弘化三年八月八日、益君、没。
- ・同年十一月十三日、常君(幹君)、関雎殿に入る。
- ・弘化四年五月十七日、徳如、永春館に入る。
- ・同年七月三十日、徳如、錦花殿へ移る。
- ・嘉永三年(一八五〇)正月二十四日、すて、永春館に入る(義君

- ・ 出産。
- ・ 嘉永五年閏二月十一日、すて、永春館に入る(簡磨出産)。
- ・ 嘉永五年八月、千枝、新御殿(錦花殿)庭続き建物に入る(悠磨出産)。
- ・ 文久三年(一八六三)九月九日、長門(すて)、永春館に入る(朴姫出産)。

弘化三年(一八四六)八月八日に広如の妻益君は亡くなり、門主の妻子の居館である関雎殿には、広如の妻子となっていた常君(幹君)が、同年十一月十三日に入っている⁽¹⁴⁾。次期門主徳如の妻になる者として関雎殿に入るのである。徳如は永春館から錦花殿に移っているが、錦花殿はもともと北御殿と呼ばれていた。北御殿は、第九代門主本如の妻浄光院が天保元年(一八三〇)四月二十一日に関雎殿を出た後に入る建物である。浄光院が関雎殿を出たのは同年五月に益君の入興を控えていたからであろう。浄光院は弘化二年(一八四五)に亡くなり、徳如は空いていた北御殿に入り、錦花殿と名前が変わるのである。関雎殿・錦花殿という建物の呼称には、その建物に住する人の立場が決まっている。そして、関雎殿に入る女性の出産は関雎殿で行われる。今回取り上げた女性では益君と幹君になる。両者の出産場所が明記されていないのは、ともに関雎殿で出産したからであろう。一方、妻以外の女性が出産を行う時には、別の建物の用意がされる時とされない時とが考えられる。それは出産のみでなく、子どもの養育が関係するのである。

みねのように、妻が関雎殿に居る時に、妻以外の女性が
 出産した子どもは関雎殿で養育されるので、出産のため
 に建物は用意されない。しかし、すては広如の妻でない
 上に、妻の益君はすでに没し、関雎殿には次期門主の妻
 となる常君が入っており、出産、その後の子どもを養育
 するための建物が必要となり、永春館が使われたのであ
 る。峩君が新々門跡として南御殿に移るまで永春館で養
 育されることは、先に示した通りである。千枝について
 は、新門跡徳如の子どもを出産するのであるが、常君は
 関雎殿に入っているが、徳如との結婚前であるために、
 出産と養育の場所が必要となり、産所を徳如の住まいで
 ある錦花殿庭続きの空き地に新築している。悠磨をはじ
 め千枝が出産した他の子どもたちも錦花殿で養育されて
 いる。一例として、安政五年（一八五八）十月二日の枝
 君初参の記事を示してみよう。

枝君様御参初無御滞被為濟候二付、万端御世話被
 成進難有思召候、右為御礼御目録通御進上之

御使 熊崎舎人

一大御所様 大奥二而

新御所様 新御殿二而

幹君様 関雎殿二而

若君様 永春館二而

簡君様 右同断

貞姫様 新御殿二而

歆磨様 右同断
 健磨様 右同断

〔錦花殿御記録〕安政五年十月二日条

枝君初参の御礼目録進上の記事であるが、大御所（広
 如）はじめ新御所（徳如）・幹君や子どもたちの居る場
 所がわかる。すてが出産した子どもは永春館に、千枝が
 出産した子どもは新御殿に居り、出産の場所が養育の場
 所であることがわかる。なお益君とみねが出産した子ど
 もは天保年間にみな没し、千枝が出産した悠磨は嘉永六
 年（一八五三）八月十一日に没している。

以上、広如、および徳如の子どもを出産した女性の出
 産ならびにその後から本願寺における産所について検討
 を試みた。産所は「穢之間」と認識され、それを御七夜
 に取り払うことにより「産穢」に対応している。出産場
 所をどこに設けるかは、妻か妻でないかにより違いがあ
 る。妻の立場にある女性はその居館で行い、妻以外の女
 性は、その時の妻の状況により建物を用意される時とさ
 れない時とに分かれることが判明した。用意される建物
 は出産場所に加えて養育場所とするからである。

〈注〉

(一) 今回の袋には、慶事門と記されているが、慶事門以外には、恒
 例門・凶事門・臨時門を現在確認している。この三つの門は
 「部」で細かく分けられている。慶事門には、御誕生部以外に、
 御年賀・御婚職・御官位・御官位御婚礼・御得度并始御参内・諸

家御慶事・御家中御境内老年之者御褒賞・御連枝御猶子成御得度
御入院・興門様の部が見受けられる。「門」「部」の二つの語を使
い、文書を分類・整理しようとしていることが窺われる。

(2) 出産時の調度品が記されている記録として、次のものがある。
子どもの名前と文書タイトルは以下の通り。

怜姫 「怜姫御方御誕生御妾服調進物納メ帳 大仲居掛リヨリ」
(天保三年七月)

邦君 「御産所御入用御品書 御仲居」(天保三年十月)

「御産用御召物御道具品目 御慶事掛」(天保三年十月)

鶴君 「御産用并ニ御方用呉服物渡大覚」(天保十一年)

明如 「明如上人御誕生ニ付調進物申附帳(後補表紙)」(嘉永
二年十一月)

悠磨 「悠磨様 御誕生之記 新御殿」(嘉永五年八月)

枝君 「御慶事御用調進物之留 書役」(安政五年)

(3) 邦君・需君・鶴君の「御日記」御七夜の記事中、子どもの名・
産婆名・産婦よりの下賜品は次の通り。

邦君 かね 金子・縮緬弍反・真綿三把

需君 山口土佐 金子・紹老疋・染料金

鶴君 土佐 金子・羽二重老疋・染料金

(4) 怜姫・我君・簡君・朴姫の「御日記」御七夜の記事中、産婆
名・産婦よりの下賜品は次の通り。

怜姫 かね 金子・嶋縮緬八掛付・裏もみ一反・真綿弍袋

我君 なを 金子・上田嶋一反

簡君 さき 上田嶋一反

朴姫 つゆ 米沢縞一反

(5) 枝君の「御日記」御七夜の記事中、産婆名・産婦よりの下賜品
は次の通り。

さち 金子・米沢しま一反

(6) 千枝が出産した子どもは、「御日記」御七夜の記事中に産婆へ

の下賜品の記載はない。悠磨は「新御殿 御新誕様御七夜御祝儀
御祝并被下留」、貞姫・歆磨は「錦花殿御記録」によった。枝君
では、「御日記」の下賜品の中に「御産所御取払二付」とする品
が記載されているが、「錦花殿御記録」では「御産所御取払二付」
による品は記載されていない。これは記録作成部署により、記載
事項に違いが生じるのであろう。

(7) 「御日記」嘉永五年閏二月十一日条

(8) 「晟章殿御記録」弘化四年五月十七日条

(9) 「晟章殿御記録」および「御日記」弘化四年七月三十日条

(10) 我君の扱いについては、「晟章殿御記録」嘉永三年二月五日条
による。

(11) 「御記録 永春館役所」と「御日記」嘉永三年三月四日条による

と、すては永春館から関雉殿まで我君と合興して同行する。しか
し、我君が関雉殿より還御するに際しては、老女と合興して永春
館に戻る。すては「上り切り」となり、永春館には戻っていない。

(12) 「御日記」万延二年二月初日条

(13) 「御日記」天保三年十月三日条、および十月二十六日条

(14) 常君は鷹司輔熙の娘で、弘化三年十月初日に広如の実子となり、
同年十一月十三日に本願寺に入寺する。安政三年十一月朔日に幹
君と改名後、同四年二月十七日に徳如と結婚している。

(ながせ・ゆみ 本願寺史料研究所研究助手)

※ ※ ※ ※ ※

【編集後記】 まさか、西脇修さんの追悼文を掲載することになると
は思ってもみませんでした。編集子は西脇さんに、放言に近い愚痴を
柔軟に受け止めてもらったり、アドバイスをもらったり、公私にわた
ってお世話になってきました。ですが、西脇さんの包容力に甘えさせ
てもらえばかりで、何もお返しできていません。言っても詮無いこと
ですが、ひたすら無念です。

(歩弥紡)